

審査基準

令和7年11月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第9条第1項
処分の概要：特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 風営適正化法<ul style="list-style-type: none">第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準）○ 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令<ul style="list-style-type: none">第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類）○ 風営適正化法施行規則<ul style="list-style-type: none">第1条（変更承認申請書の提出）第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）第87条（変更の承認の申請）
審査基準： <p>判断の基準は、法令の定めによる。</p>
標準処理期間：営業所の実態調査を行った日から10日以内とする（行政庁の休日は含まない。）。
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日警察庁生活安全局）第12の8、第17の1、第24の2及び第27の1を参照すること。